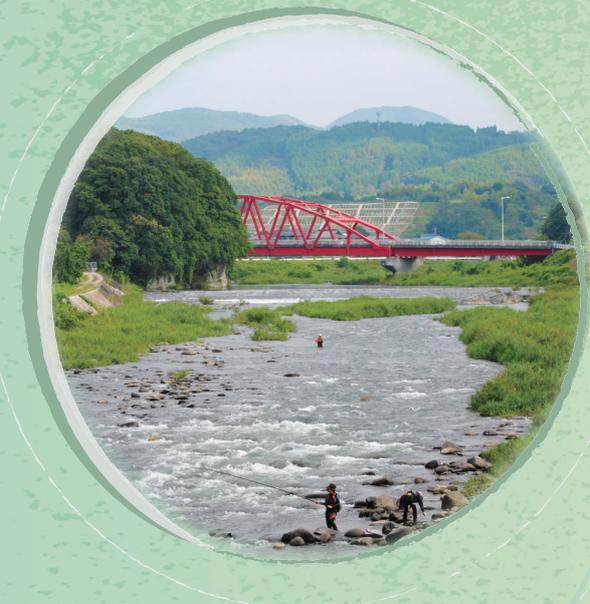


八女市都市計画
マスタープラン



令和4年(2022)3月
八女市

■ はじめに

八女市は、矢部川水系が育んだ水と緑と大地の恵みのもと、先人たちの英知と努力によって伝統と文化が連綿と受け継がれ、古来より県南の中核都市として発展してまいりました。



しかしながら、近年の地方自治体を取り巻く状況は、本格的な人口減少・少子高齢化の進展、厳しい経済情勢、地球温暖化に伴う深刻な環境問題、昨今では、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の拡大によって、様々な分野で転換期を迎えております。

このような状況の中、都市のあり方もこれまでの拡大・成長から成熟・持続への転換が求められております。

一方で、平成18年には上陽町、平成22年には黒木町、立花町、矢部村、星野村と合併したことで、市域が大きく拡大し、多様な自然や歴史、文化等の地域資源を有する八女市となり、各地域の特性を活かした地域づくりが求められております。

このような状況を踏まえ、今回、20年先を見据えた都市計画の基本方針である新たな八女市都市計画マスタープランを策定いたしました。

本計画では、「歴史や自然の中で、夢や希望を持って共に支えあう、誰もが心豊かに持続的に暮らせる まるごと生活文化故郷（とし）」を都市づくりの基本理念として掲げ、市民の皆さまが住みやすく住み続けたい都市づくり、次の世代の子供たちが誇りと愛着をもてる都市づくりに向けて、市民の皆様と一緒に取り組んでまいりたいと思っております。

最後になりましたが、アンケート等貴重なご意見をいただきました市民の皆様をはじめ、本計画の策定に向けて熱心にご審議いただいた「八女市都市計画マスタープラン及び立地適正化計画策定委員会」の委員の皆様には、心から感謝を申し上げますとともに、持続可能なまちづくりの実現に向け、今後もより一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和4年3月 八女市長 **三田村 統之**

第1章 八女市都市計画マスタープランとは

1. 都市計画マスタープランとは	1
(1) 都市計画マスタープランの役割	1
(2) まちづくりの主体と役割分担	1
2. 都市計画マスタープランの位置づけ	1
(1) 上位・関連計画との関係	1
(2) SDGs との関係	2
3. 都市計画マスタープランの運用の考え方	3
(1) 対象地域	3
(2) 計画期間	3
(3) 将来人口	3
4. 八女市都市計画マスタープランの構成	3

第2章 八女市の現状と課題

1. 八女市の特性	4
(1) 位置・地勢	4
(2) 市街地の変遷	5
(3) 市街地の特徴	6
(4) これまでの都市づくり	7
(5) 土地利用	13
(6) 周辺都市とのつながり	16
(7) 人口	17
(8) 産業	24
(9) 都市施設の現状	27
(10) まちの拠点性	41
(11) 都市交通	45
(12) 経済・財政	49
(13) 空家の発生状況	53
(14) 災害	54
(15) 歴史・文化	57
(16) 観光	60
(17) 他の自治体との比較	61
2. 市民意向	62
(1) 意向調査の概要	62
(2) まちづくりに対する市民意向	63

第3章 都市づくりの目標

1. 都市づくりの方向性	78
2. 都市づくりの基本理念	78
3. 都市づくりの目標	80
(1) 都市整備の基本的な考え方	80
(2) 将来都市構造	81

第4章 分野別の都市づくり方針

1. 適切な土地利用を図る	84
(1) 基本的な方針	84
(2) 用途地域指定区域に関する土地利用の方針	85
(3) 用途地域指定区域外に関する土地利用の方針	86
2. 快適で安全な都市基盤を作る	89
(1) 基本的な方針	89
(2) 道路整備の方針	89
(3) 公共交通（バス網）に関する方針	90
(4) 安全・快適な道路空間形成に関する方針	90
3. 自然と共生した環境を作る	92
(1) 基本的な方針	92
(2) 環境保全系統の緑地整備方針	92
(3) 観光・レクリエーション系統の緑地整備方針	93
4. 安心して暮らせる生活環境を整える	95
(1) 基本的な方針	95
(2) 上水道の整備方針	95
(3) 下水道の整備方針	95
(4) 河川の整備方針	95
5. 持続可能な市街地を作る	98
(1) 基本的な方針	98
(2) 市街地整備の方針	98
6. 美しいふるさとの景観を守る	100
(1) 基本的な方針	100
(2) 都市景観の形成方針	100
(3) 都市環境の整備方針	101
7. 強靱で安全な都市を作る	103
(1) 基本的な方針	103
(2) 都市防災の方針	103

第5章 地域別のまちづくり方針

1. 基本的な考え方	104
2. 地域区分の設定	105
3. 地域別意向調査の概要	106
4. 地域別まちづくり方針	110
(1) 福島・長峰地域	110
(2) 八幡・岡山地域	119
(3) 忠見・川崎地域	126
(4) 上妻・三河地域	133
(5) 立花地域	141
(6) 黒木地域	144
(7) 上陽地域	148
(8) 矢部地域	151
(9) 星野地域	154

第6章 都市整備推進方策

1. 都市整備の方向性	158
2. 具体的な整備施策	158
(1) 土地利用関連	158
(2) 交通体系関連	159
(3) 公園・緑地関連	159
(4) その他の都市施設関連	160
(5) 市街地関連	160
(6) 都市景観・都市環境関連	161
(7) 都市防災関連	161

第7章 都市づくりを実現するために

1. 都市づくりの体制	162
(1) 取組み体制	162
(2) 市民の役割	162
(3) 事業者の役割	162
(4) 行政の役割	162
2. 都市づくりの実現に必要な措置	163
(1) 上位・関連計画との連携	163
(2) 関連機関との連携	163
(3) 計画的な事業推進	163
(4) 都市計画マスタープランの見直し	163

資料編

都市計画マスタープランの策定経緯	164
用語集	166